

# 予算審査特別委員会記録

令和8年3月18日開催

- 1 日 時 令和8年3月18日(水) 9:59~14:14
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席議員 藤本委員長 湯浅副委員長  
荒谷委員 山崎委員 平山委員 武田委員 渡部友子委員 金久委員  
渡邊芳彦委員 橘委員 大山委員 大橋委員 住友委員 星加委員  
喜多委員 広浦委員 水谷委員 西川委員 佐々木委員 橋本委員  
奥田委員 陶久委員 久米委員 佐古委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 出席理事者 西田副市长 平井副市长 坂本教育長 東條政策監 篠原政策監  
山下市民部長 湯浅環境管理部長 高山保健福祉部長 安富教育部長  
清水保健福祉部理事 小原環境管理部参事 岐こども未来局長  
手塚市民生活課長 石本人権・男女共同参画課長 三河環境保全課長  
宮本文化振興課長 片山環境管理事務所長 東條介護保険課長  
尾田保健センター所長 近藤保険年金課長 山崎地域共生推進課長  
西平生活福祉課長 中田こども支援課長 松村こども保育課長  
西岡教育総務課長 磯部学校教育課長 田上生涯学習課長  
清原人権教育課長 篠原スポーツ振興課長 吉村学校給食課長  
松本那賀川図書館長 堀科学センター館長 日下税務課長  
横手秘書広報課長 ほか
- 7 事 務 局 佐坂事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐 平瀬課長補佐 福岡係長
- 8 傍 聴 者 2人
- 9 記 者 1人

【 会議の概要 】

【 9 : 5 9 開会 】

藤本委員長 ただ今から、予算審査特別委員会を開会いたします。  
議題に入る前に委員及び理事者の皆様に申し上げます。本日も、昨日に引き続き、予算審査特別委員会に付託されました市長提出議案 23 件につきまして審査を行います。本日の審査は文教厚生委員会の所管に関する予算議案についてでございます。  
まず、特別会計予算議案について理事者へ説明を求め、その後、各会派・一人会派の持ち時間制で質疑を行っていただくこととしております。  
それでは、これより議題に入ります。承認第 1 号及び第 15 号議案から第 36 号議案までの計 23 件を一括議題とし、昨日の議事を続行いたします。  
初めに、第 16 号議案 令和 7 年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、理事者の説明を求めます。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

藤本委員長 ありがとうございます。  
次に第 17 号議案 令和 7 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、理事者の説明を求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

藤本委員長 ありがとうございます。  
次に第 20 号議案 令和 8 年度阿南市国民健康保険事業特別会計予算について、理事者の説明を求めます。近藤保険年金課長。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

藤本委員長 ありがとうございます。  
次に第 21 号議案 令和 8 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計予算について及び、第 22 号議案 令和 8 年度阿南市伊島診療所事業特別会計予算について、一括して理事者の説明を求めます。近藤保険年金課長。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

藤本委員長 ありがとうございます。  
次に第 26 号議案 令和 8 年度阿南市介護保険事業特別会計予算について、理事者の説明を求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

藤本委員長 ありがとうございます。  
次に第 27 号議案 令和 8 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計予算について、第 30 号議案 令和 8 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計予算について及び第 32 号議案 令和 8 年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算について、一括して理事者の説明を求めます。三河環境保全

課長。

【理事者説明 三河 環境保全課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第 28 号議案 令和 8 年度阿南市学校給食事業特別会計予算について、理事者の説明を求めます。吉村学校給食課長。

【理事者説明 吉村 学校給食課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第 29 号議案 令和 8 年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算について、理事者の説明を求めます。西岡教育総務課長。

【理事者説明 西岡 教育総務課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第 31 号議案 令和 8 年度阿南市後期高齢者医療特別会計予算について、理事者の説明を求めます。近藤保険年金課長。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第 33 号議案 令和 8 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計予算について、理事者の説明を求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

藤本委員長 ありがとうございます。

以上で文教厚生委員会の所管に関する特別会計予算議案の説明を終了いたします。

ここで 15 分間休憩いたします。再開は 11 時 10 分からお願いします。

【休 憩 10:55 ~ 11:09】

藤本委員長 それでは、再開いたします。

これより質疑に入ります。

まず、みらい阿南の発言を求めます。持ち時間は 60 分です。通告順に指名をいたします。西川委員。

西川 委員 よろしくお願います。第 19 号議案の予算書 136 ページ、4 款 1 項 4 目 19 節の不妊治療助成金、不育症治療費等助成金について御質問させていただきます。

不妊治療助成金及び新たに創設される不育症治療費等助成事業について伺います。経済的負担の大きいこれらの治療に対し、市が独自の助成を拡充することは子どもたちを望む世帯にとって大きな支えとなるものであり、その方針は高く評価しております。しかし、この種の制度は必要とする人が検討を始め

る前に情報を知っていることが何より重要です。治療への一步を踏み出す判断材料としていただくための周知体制について2点伺います。

まず、最も身近な接点である医療機関での周知について伺います。当該治療を受けられる病院へのパンフレット設置の必要性があり、県内他市の施策はパンフレットとして既に関連する院内に設置されていますが、本市の施策における現在の設置状況と具体的な進展はいかがか。

加えて、病院を訪れた際に初めて制度を知るのではなく、待合室などで手に取った情報が安心感につながり、計画的な治療の検討に資するよう、また、制度の説明に関し、できるだけ病院側の職員へ負担をさせないためにも、内容の分かりやすい資料の作成と配架を一層進めるべきと考えますが、現状を伺います。

藤本委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 こども支援課、中田です。西川委員さんの医療機関における周知と分かりやすい資料作成についてお答えします。

本市の医療機関における不妊治療費助成制度の周知の現状につきましては、事業の案内、申請方法を記載した阿南市不妊治療費助成金交付事業の申請についてとする案内文書を県内の産科医療機関に送付し、医師等を通じて対象となる市民の方へ配布をいただけるよう依頼をしてきたところでございます。

制度に関する情報をより分かりやすく、広く市民へ周知することの重要性については十分認識をしており、今後は案内文にQRコードを掲載することで市ホームページの詳細な情報に簡単にアクセスができるよう改善するとともに、新年度当初予算に新規事業として計上しております不育症治療費等助成制度の内容も加えた案内文に改めまして、県内の産科医療機関等での設置につきましても御協力をお願いしてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 御答弁ありがとうございます。

次に、デジタル技術を活用したプッシュ型の広報について伺います。年齢とともに妊娠、出産へのハードルが上がる中、受診を迷っている期間を短縮することが極めて重要であると考えます。助成対象となる世帯の多くは日常的にSNSを利用されていますが、市ホームページや広報あなन्दの周知策だけでなく、特定の層にダイレクトに情報を届けるSNS広告などを活用し、制度の存在を広く、かつ早期に認知してもらう取組を検討してはどうか。SNSでの周知が、本市に新しい命が誕生するきっかけとなる可能性があります。御所見をお伺いいたします。

藤本委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 SNS広告を活用した助成金制度の周知により、不妊治療の早期受診を促す取組の検討につきましては、不妊治療費助成制度の周知におけるSNS広告の活用は、その特徴であるターゲット層へのアプローチを行いましても、助成制度の対象となる方や関心のある方を効率的に絞り込むことは必ずしも容易ではないと考えております。また、広く市民への啓発を目的とする場合におきましても、費用対効果につきましては、十分精査する必要があると考えております。

また、不妊治療など、センシティブな内容につきましては、特に慎重な配慮が求められるなど、課題を整理する必要があります。今後、他自治体の事例や先進的な取組などを調査させていただき、市民の皆様により分かりやすく情報をお伝えすることができるよう、研究してまいります。以上、お答えといたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 ありがとうございます。

SNSに限ったことではないんですけど、周知の体制をまた強化していただけたらと思います。ありがとうございます。

続きまして、当初予算の概要5ページにあります旧ごみ焼却施設解体工事設計業務について御質問させていただきます。

旧ごみ処理施設の解体事業について、稼働終了から長期間未除却であった本施設について、令和8年度の新規事業として解体工事の設計業務予算を計上し、令和11年度までの具体的なロードマップが示されています。これに関しては、過去の経緯の中で事業のスタート時期について、令和8年度からなのか、早ければ令和8年度からってということなのか、地域の皆様と行政側で少し行き違いが生じていた時期があると認識しています。

今回、こうした予算の概要にも令和11年までの3か年というスケジュールが記載され、具体的な筋道がついたわけですが、このスケジュールや事業の方針について、改めて地域の皆様へどのような内容で御説明いただき、除却スケジュールに関する合意形成がどういった形で図られたのか、跡地利用に関しての要望はどのようなものなのか、確認させていただきます。お願いします。

藤本委員長 小原環境管理部参事。

小原 参事 環境管理課、小原でございます。よろしくお願いたします。旧ごみ焼却施設解体工事に関する御質問にお答えをいたします。

まず、本市がスケジュールや事業方針を決定するにあたり、地元協議会とどのように合意形成を図ってきたのかとの御質問でございますが、令和7年9月に、地元協議会から跡地利用に関する要望書をいただいております。本市の取組として、地元協議会の会長さんに取りまとめ役となっており、地元のお考えや御希望などをお伺いしながら、本市の考えもお伝えした上で、本事業の計画及び概要について周辺の施設等との連携した活用方法の御提案など、具体的な協議や御相談をお互いに交わしてまいりました。

施設解体後の跡地をグラウンドと災害時の避難場所を兼ねて整備していくことで地元協議会とも合意し、本年1月に、地元の皆様にも方針等をお伝えしたところでございます。

次に、地元協議会の跡地利用に関しての要望はどのようなものかのお尋ねでございますが、御要望の概要といたしましては、主なものとして、施設跡地を地域の防災対応力の向上のため、緊急避難場所や発災後の仮設住宅の建設用地としてなど、また、地域のコミュニティ活動に利用できるよう、グラウンドとしての整備についてでありました。そのほか、施設跡地と周辺の既存グラウンド等を含め、一体的に施設の充実を図る整備の御提案などもいただいております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 御答弁ありがとうございました。私の質問は以上です。

藤本委員長 それでは、次に水谷委員の発言を求めます。水谷委員。

水谷 委員 何点か通告、時間の関係上、飛ばさせていただきます。最後に余ってれば質問させていただきます。

まずは第 15 号議案、予算説明書 37 ページ、日常生活用具給付費についてお伺いします。100 万円の増額補正の理由を教えてください。

藤本委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 地域共生推進課、山崎です。日常生活用具給付等事業の 100 万円増額補正の理由についてお答えいたします。

令和 8 年 1 月時点で、日常生活用具の申請予定がストマ用装具などで公費負担額として約 170 万円を見込んでいることから、予算残額が不足するため、100 万円を補正するものであります。以上、答弁といたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。支援を必要とする方に届けるための補正、ありがとうございます。

続いて質問いきます。第 19 号議案、当初予算の概要 32 ページ、産後ケア事業についてお伺いします。産後ケアの宿泊型が拡充されました。今後、出産を控えている方よりありがたいとの声が届いています。拡充いただきありがとうございます。この産後ケアの宿泊型ですが、どこの施設でいつから利用できるようになりますか。

また、通所型は現在、阿南医療センターのみとなっていますが、阿南医療センター以外の施設でも使用できるようになるのでしょうか。お教えてください。

藤本委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 こども支援課、中田です。産後ケア事業の御質問につきましてお答えします。

まず、産後ケア事業の拡充として、新たに実施する宿泊型、短期入所事業は、阿南医療センター及び徳島赤十字病院で実施を予定し、令和 8 年 4 月からの利用開始に向けまして、医療機関と準備を進めております。

次に、通所型事業につきましては、引き続き阿南医療センターでの実施を予定しております。以上、お答えとします

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。通所型につきましては、利用できる施設の拡充について引き続き御検討をお願いいたします。

次、第 19 号議案、予算説明書 233 ページ、10 款 3 項 2 目 通学支援補助金についてお伺いします。対象者と対象区間、補助方法を教えてください。

藤本委員長 西岡教育総務課長。

西岡 課長 通学支援補助金についての御質問にお答えいたします。  
本補助金は、令和8年度に加茂谷中学校区から阿南第一中学校へ入学し、通学手段として路線バスを利用する生徒の保護者を対象としており、通学区間は加茂谷中学校前から新設の阿南第一中学校前のバス停までとなっております。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。  
次、既に加茂谷地区から一中に通学している次の中学校2年生、中学校3年生の生徒は対象にならないかと思えます。なぜ対象にならないのか、お答えをお願いします。

藤本委員長 西岡教育総務課長。

西岡 課長 なぜ対象にならないかとの御質問について御回答いたします。  
まず、加茂谷中学校と阿南第一中学校は令和9年度から再編することとしております。令和9年度からは、加茂谷中学校区の生徒の通学環境は、再編に伴い変化することになります。今回、令和9年度に再編することを前提として、加茂谷中学校区の新年度入学生の保護者からは、先行して阿南第一中学校へ入学したいという希望が多く、全ての入学希望者について阿南第一中学校への入学を許可しております。新入学生の通学手段としてはスクールバスではなく既存の路線バスを利用することから、実証事業における通学支援補助金という側面があります。以上のことから、令和8年度につきましては、現在、阿南第一中学校に在学しております区域外就学の方々については、本制度の対象外とさせていただきます。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 お答えありがとうございました。どのような経緯があったとしても、同じ地区から同じ中学校へ通学することになります。等しく支援が行き届くよう、全ての子どもを1日も早く対象としていただけますようお願いいたします。

続きまして、第19号議案、予算説明書228ページ、10款 2項 2目、同じく233ページ、10款 3項 2目の情報機器購入費用についてお伺いいたします。

小学校費、情報機器購入費1億8,694万5,000円、中学校費、情報機器購入費9,784万5,000円が計上されています。この費用の中に現在使用中のタブレットの処理費用は含まれていますか。

また、一般質問の中で、継続して活用する端末を除き、法令に基づき適切に処分すると御答弁がありました。他自治体では有償売却している事例も見受けられます。本市にとって貴重な財源となるかと思えますが、有償売却をする御予定はあるのでしょうか。お願いいたします。

藤本委員長 磯部学校教育課長。

磯部 課長 学校教育課、磯部です。お答えいたします。  
情報機器購入費につきましては、1人1台タブレットの購入に充てる費用として計上させていただいております。従いまして、処理費用につきましては、

この費用の中には含まれてございません。

また、処分対象となっている端末につきましては、売却処分を予定しておりますが、一部端末におきましては処分せず、関係部署、また授業の補助端末として活用する予定となっております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 お答えありがとうございます。売却されるものに関しては、適正価格での売却となるよう、今後、処分事業者との丁寧な協議をお願いいたします。

続きまして、第19号議案、当初予算の概要6ページ、学校給食無償化等事業、中学校の分についてお伺いいたします。中学校3年生494人、給食無償化4,063万1,000円、中学校3年生115人、学校給食費補助金690万円についてお伺いします。それぞれ人数をどのように算出されたのでしょうか。

藤本委員長 吉村学校給食課長。

吉村 課長 中学校3年生給食費無償化の対象者494人につきましては、県教育委員会が実施した令和8年度児童生徒数調査において、令和7年9月5日現在で報告した令和8年5月1日現在の予測人数である中学校3年生の生徒数となっております。

次に、学校給食費補助金の対象者115人につきましては、現在、阿南市立中学校に在籍する2年生のうち、令和7年9月16日現在で、アレルギーや不登校等を理由に学校給食の申込みをしていない生徒数と、学校教育課が把握している阿南市立以外の中学校に在籍する生徒数を合わせた人数となっております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

引き続き、学校給食についてお伺いいたします。こちらも当初予算概要の6ページ、小学校給食費無償化についてお伺いします。当初予算説明書47ページ、学校給食費負担軽減交付金1億7,125万6,000円が出ております。小学校給食無償化は対象者2,994人となっておりますが、この人数をどのように算出されているのでしょうか。

また、県や国からの補助金1億7,125万6,000円はどのような計算でこの金額になっているのか教えてください。

藤本委員長 吉村学校給食課長。

吉村 課長 小学校給食無償化の対象者2,994人につきましては、中学校3年生と同様に、県教育委員会が実施した令和8年度児童生徒数の調査において、令和7年9月5日現在で報告した令和8年5月1日現在の予測人数である小学校1年生から6年生までの在籍人数となっております。

次に、学校給食費負担軽減交付金の算出方法につきましては、国が示している児童1人当たりの基準額である月額5,200円に11か月分を乗じ、これに対象者2,994人を乗じて算出しております。以上、お答えとさせていただきます。

水谷 委員 ありがとうございます。国や県からの補助金は在籍人数かけるということ

ですが、文部科学省が出している、令和8年1月26日、第153回初等中等教育分科会資料に、三党合意に基づく学校給食費の抜本的な負担軽減についての資料の中では、交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定ということで、学校に通っていないとか、給食を食べていないに関わらず、在籍している児童全員について出ているようになっております。今回、定例会の星加議員の学校給食費補助金の小学生への対象拡大についての御答弁の中では、対象拡大をした際の財源確保やその持続可能性にも十分留意する必要があると御答弁されていますが、給食を食べていない児童・生徒についても国、県のほうから補助金が入ってくるようになっておりますので、ぜひとも今後、小学生に対しても、小学校給食費補助金の対象拡大していただきますよう、制度設計をお願いいたします。以上です。

藤本委員長 次に、星加委員の発言を求めます。星加委員。

星加 委員 それでは手短かに申し上げます。

19号議案、228ページ、230ページの教育振興費、令和8年度の小中学校における図書購入費の小中学校での金額、配分方法について、まずお伺いいたします。

そして、各学校でこの年度の図書購入費はこれで充足しているのかもお伺いいたします。

藤本委員長 磯部学校教育課長。

磯部 課長 お答えいたします。

各小中学校への図書購入費につきましては、予算説明書228ページ、小学校、教育活動費、消耗品費及び、233ページ、中学校教育活動費、消耗品費のうち、小学校につきましては286万円、中学校におきましては220万円を計上させていただいております。また、各学校への配分につきましては、学級数や児童生徒数など、学校の規模に応じて行っております。その上で、各学校におきましては、学校図書館サポーターとの連携により図書購入費を有効に活用するとともに、学校図書館サポーターが市立図書館とも連携いたしまして、各学校のニーズに合わせて本を貸出しする団体貸し出しを行うなど、子どもたちの読書環境の充実に努めております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

続きまして19号議案、248ページ、249ページです。図書館購入費の中の購入費1,000万円と300万円と分けられていますが、どのような本を購入するのでしょうか。

また、公民館の中に図書室が現在も併設されている公民館は何館ありますか。以上でございます。

藤本委員長 松本那賀川図書館長。

松本 館長 那賀川図書館の松本です。よろしく申し上げます。

最初に、図書館費の図書等購入費1,000万円でございますが、当初予算案の概要において記載のとおり、図書のまち阿南構想推進のための図書購入費でご

ざいまして、うち 800 万円が従来の図書館図書等購入費、200 万円が公民館や科学センター内に設置を予定しております読書テラスの図書等購入費でございます。800 万円の図書購入費につきましては、子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層の利用者ニーズに応じることのできる教養、調査研究等に関する資料や小説、実用書、趣味の本、歴史、科学、医学など、多岐にわたるジャンルの図書や郷土資料、辞典、辞書など、参考図書等の購入によりまして、図書館蔵書の充実を図ってまいります。

読書テラスの図書等購入費 200 万円につきましては、令和 8 年度において公民館や科学センターにモデルとなるコーナーを作る予定としておりまして、それぞれの施設における利用者層や地域性を考慮した図書を購入し、設置したいと考えております。

249 ページの南阿波定住自立圏共生ビジョン、図書館蔵書充実事業の図書等購入費 300 万円でございますが、同圏域の図書館におきまして、それぞれ相互利用促進に向けた蔵書充実を図っておりまして、圏域の各図書館が毎年 100 万円ずつ、各自治体において図書購入の予算を計上しているところでございます。

本市におきましては、那賀川、羽ノ浦、図書館カウンターの 3 館といたしまして 300 万円を計上し、阿南市立図書館の充実、それから圏域の相互利用促進を図っているものでございます。

最後に、図書館が併設されている公民館につきましては、全 14 館のうち 9 館となっております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

続きましての質問です。第 19 号議案、45 ページです。学校図書システム運用費用は新たにどこの学校に導入されるのか。また、図書館と学校図書システムはシステムが違うため連携が不可能と思われそうですが、読書テラスネットワークとどのように連携するのかお伺いをいたします。

藤本委員長 磯部学校教育課長。

磯部 課長 お答えいたします。

令和 8 年度予算として、新たに学校図書システムを導入する経費は計上してはおりませんが、令和 7 年 12 月補正におきまして、学校図書システム充実のためにいただきました指定寄付金を活用しまして、システム導入に必要な備品等を整備しており、これにより、令和 8 年度につきましては、那賀川中学校での導入を予定しております。

また、読書テラスネットワークとの連携についてでございますが、市立図書館と学校図書館サポーターとの連携の強化を図ることにより、授業内容に沿った資料の提供や、子どもたちの読書週間の育成、調べ学習の支援などを通して、子どもたちの知りたいや読みたいの気持ちをこれからも醸成してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

星加 委員 ありがとうございます。

以上、三つの質問をさせていただきましたが、学校図書には新聞なんかで、いわゆる地方交付税が導入されております。500 万円というぐらいの学校図書館に対しての費用ではございましたが、国語教育は読書といわれております。その点から見ても、1 人当たり、この金額でしたら 1,000 円ですかね、1 人当

たり、大体それぐらいになると思われませんが、それで充足してるのかということ、教育委員会も考えていただきたいと思います。教育委員会の質問は以上でございます。

次の質問に移ります。19号議案、133ページ、医師確保対策事業について、7,834万9,000円が出ております、補助金事業が行われていますが、どこに対しての医師確保事業を行っているのか、お伺いをいたします。

藤本委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 医師確保対策事業は、本市及び那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の1市4町で構成する南阿波定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域の中核医療を担う阿南医療センターを運営するJA徳島厚生連に対し、補助金を交付して支援を行なうものでございます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、何名の医師を確保するような予定でございませうか。

尾田 所長 令和8年度は、令和7年度同様7名の医師を予定しております。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 分かりました。  
続きまして質問をいたします。第19号議案、135ページ、带状疱疹予防接種費用が計上されてますが、令和8年度は何名の人数が予定されているのかお伺いをいたします。

藤本委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 令和8年度予算における带状疱疹の予防接種の予定人数につきましては、1,575人を見込んでおります。その内訳としましては、生ワクチンが455人、不活化ワクチンが1,120人となっております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。  
それでは最後に質問いたします。第19号議案の249ページ、これはふるさと館の管理費でございませうが、現在、どのように管理をし、どこに委託をし、1か月何人ぐらいの利用者がいるのか、その点についてお伺いをいたします。

藤本委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 生涯学習課、田上です。よろしくお願ひいたします。  
ふるさと館を現在、どのように管理をし、どこに委託しているのかとの御質問でございませうが、管理委託先は阿南市シルバー人材センターに委託しております。  
また、どのように管理しているのかとの御質問でございませうが、休館日及び

業務時間帯等につきましては、月曜日と年末年始の12月29日から翌年の1月3日までを休館日とし、業務時間帯につきましては午前9時から午後5時までとしております。

主な業務につきましては、ふるさと館の施設管理のほか、隣接する南部ふるさとふれあい運動公園グラウンドの利用受付や予約管理、利用料金の収受といった業務を含んでおります。

さらに、1か月何人ぐらいの利用者がいるのかとの御質問でございますが、年間を通して、阿南市森林組合と阿南市福井川土地改良区の二つの法人が事務所として使用しており、賃貸しております。この2法人以外では、年間を通して民俗資料展示室の見学が5日間で、使用人数は6人、大ホールの使用が2件で41人の使用となっております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。以上でございます。

藤本委員長 それでは、次に、喜多委員の発言を求めます。

喜多 委員 それでは質問させていただきます。

まず、当初予算の概要の44ページです。事業名は阿南第一中学校屋内運動場耐震改修事業でありまして、担当課、教育総務課です。

まずお尋ねします。どのような財源を使うのでしょうか。また、狭い、古い体育館ですが、建て替えの検討はされましたか。

藤本委員長 西岡教育総務課長。

西岡 課長 御質問の財源につきましては、耐震改修工事には充当率100%の緊急防災減災事業債、外壁改修工事には充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債を活用する見込みです。

次に、建替えの検討につきましてお答えいたします。阿南第一中学校体育館は、昭和42年に建設された築58年の施設で、平成14年に実施した大規模改修からは22年が経過しております。また、阿南第一中学校は現在、進めております学校再編におきまして、今後も存続していく計画としており、体育館の将来的な在り方の検討がこれまでの課題となっております。

そこで、教育委員会では、阿南第一中学校体育館の老朽度を含めた施設の耐力度を算定するに先立ち、令和6年度に耐震診断を実施しましたところ、耐震性が低いという診断結果になりました。この結果を受け、生徒等利用者の安全確保を最優先に、早期の利用再開や現状の施設の状態を総合的に判断した結果、耐震化及び外壁改修を行うことといたしました。以上、お答えいたします。

藤本委員長 喜多委員。

喜多 委員 それでは、もう時間少ないので。まず、借りてる財源があるということは、大体、伺いますと返すのに20年ぐらいかかると。そうすると、私の資料のほうの公共施設のほうでやりますと、今年は阿南一中体育館は60年になっております。これ、本当に狭くて、バスケットやるときにはエンドラインから1メートル、半分、バレーとバスケットがやったときですね。そうすると非常に危険なんですね。それで、普通は、この建物系公共施設っていうのは、もう60

年で建て替えなきゃいけないんで、大体 50 年過ぎたら、ちょっといろいろ考えようと。なぜかっていうと、学校なんかは特に生徒がいるんですね。そこで建て替えるんで時間かかるんですよ。そうすると、今、60 年。20 年後に補助金返さないと建て替えないって言われたら 80 年の建物になるんですよ。そこでまた、建て替えで時間かかると、90 年の建物になる。こんな方がいいんですか。これ、学校施設ですよ。ぜひとも建て替えのほうの検討をしていただきたい。

次にいきます。次が第 19 号議案 249 ページです。10 款 5 項 4 目 設計業務委託料です。これ、新中央図書館のことだと思うんですけど、委託料が 1 億 7,305 万円の市債を使うとなってますけども、公共設備等適正管理事業債を使うのでしょうか。お尋ねします。

藤本委員長 松本那賀川図書館長。

松本 館長 那賀川図書館の松本です。一般会計予算説明書 239 ページにございます設計業務委託料 1 億 7,305 万円につきましては、予算上、財源といたしまして公共施設等適正管理事業債を充当しております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 喜多委員。

喜多 委員 そしたら次、第 19 号議案の 57 ページ、23 款 1 項 9 目ですね。こちらのほうで 8,560 万円出ております。これ、壊した阿南図書館に関しての図書館整備事業債だと思うんですけども、こちらのほうも公共施設等適正管理事業債を使っているのでしょうか。

藤本委員長 松本那賀川図書館長。

松本 館長 57 ページに記載の図書館整備事業債 8,560 万円につきましては、公共施設等適正管理事業債でございますが、先ほど説明させていただきました設計業務委託料 1 億 7,305 万円につきまして充当する予定としております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、こちらの整備事業債なんですけれども、これ、今回、図書のみ阿南構想で出てます那賀川・羽ノ浦両館を集約化してやると、これ、30 年ものの建物なんですけれども、とりあえず、のちに第 3 期の公共施設の建て替えでは上がってると思うんですけど、第 1 期の富岡の阿南図書館つぶしました。第 3 期、いずれ集約化も考えなきゃいけないんですけども、この集約化を、2 館合わせて集約化するという、その有利な財源でこの図書館整備事業と、先ほどの予算ですね、新しい阿南図書館の、同じ公共施設等適正管理事業債を使うんですね。そうすると、これって別に羽ノ浦、那賀川を集約しなくても、実はこの事業債、有利なんは使えると、そういう御認識、お持ちになられているか、お尋ねします。

藤本委員長 松本那賀川図書館長。

松本 館長 先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。  
本市の抱える数々の課題の一体的解決に向けまして、有利な財源の確保の重要なポイントになりますのが、那賀川図書館及び羽ノ浦図書館の機能を見直し、中央図書館複合施設にその機能を集約化すること。もう一つは、市民会館と旧阿南図書館を中央図書館複合施設に複合化することをございまして、これら集約化及び複合化の両面の視点から、国の各制度の要件をクリアすることが重要であると認識をしているところでございます。このような集約化及び複合化の両面からの取組が、関連施策のランニングコスト低減にも大きく寄与すると考えております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 喜多委員。

喜多 委員 私の持ち時間、あと4分なんで、次にいきます。  
当初予算の概要の47ページ、「図書のみち」推進に係る経費なんですけれども、こちらので、今、言われた両館ですね、廃止があるんですけども、結局、この図書のみち推進に係る経費が、星加議員さんのほうから先ほど質問も出ましたけど、図書館の廃止っていうのがあるんですけども、廃止についてどのような会で検討されたか。また、アンケート結果が出てるんですけど、どのような会で検討されましたか。検討メンバーはどのような方でしたか。2館の廃止の理由は何ですか。また、その根拠は何でしょうか。お尋ねいたします。

藤本委員長 松本那賀川図書館長。

松本 館長 羽ノ浦・那賀川図書館の今後の在り方についての検討についてでございますが、まず阿南中央図書館（仮称）整備計画策定の検討におきまして、阿南中央図書館整備後の運営体制につきまして、現在、2館に分散をしております図書館司書を阿南中央図書館に集中させた新たな運営体制の構築を図り、市の中央図書館としての規模を備えるとともに、選書や事業運営、レファレンス、他機関との連携といった活動を集中して行い、市民の生涯教育に資する高度なサービスを提供することを基本スタンスといたしまして、那賀川・羽ノ浦図書館につきましては図書館機能の集約、統合を含め、今後の新たな在り方の検討を進めると方向性を打ち出し、市教育委員会及び市長部局において、一体的に必要な検討を行ってまいりました。

両館における図書館機能の集約、統合を検討するに当たりましては、残す機能、見直す機能、新たに導入する機能の観点により、アンケートや市民説明会などを通じまして、市民の皆様から御意見、御要望をいただき、市教育委員会及び関係する市長部局で一体的に検討するとともに、図書館協議会での意見を踏まえながら、図書のみち推進室が取りまとめ、図書のみち阿南構想の最終案においてお示しをさせていただいたものでございます。

このように、那賀川・羽ノ浦図書館につきましては、廃止ではなく、図書館機能の集約、統合を検討してきたところでございまして、理由及び根拠につきましては、公共施設の最適化といたしまして、今後の人口減少の進行を見据えた施設や規模等、公共施設の在り方の検討や、図書館に関する限られた資源の有効活用といたしまして、司書の配置や蔵書の整備、ICT化の推進の検討、既存図書館の長寿命化対策や今まで以上により多くの皆様に御利用いただくための検討、阿南中央図書館（仮称）建設やランニングコストをはじめとする図書のみち阿南構想推進に向けた財源確保の検討によるものでございまして、これらを総合的に実現する案として、この度の最終案で提示したところでござ

います。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 喜多委員。

喜多 委員 私の持ち時間終わったんで、ただ一言だけ。今度、6月議会でやらしてもらいますけれども、図書館協議会と教育委員会っていうんだけど、教育委員会が所管なんですね、この図書館っていうのは。教育基本法の下にあるんですよ、図書館法っていうのは。だけど、教育委員会では一切討議されてない。報告のみなんですね。それから、図書館長が、審議委員が持つてる、第17条で、図書館協議会がそこで話されてることが一つもここに反映されていない。こういうプロセスが非常におかしいんですね。そのアンケート結果でも、市民の声が届いてない。それはまた今度、議会でやらさせていただきます。以上です。

藤本委員長 それでは、次に住友委員の発言を求めます。住友委員。

住友 委員 私からは、喜多議員と重なる点がございますけれども、仮の阿南図書館建設については、今後、予算が上がってこようと思います。上がってきた場合に、項目ごとにまた御説明をいただきたい。今、言えるんだったらお願いをしたい。また、具体的に、そのような金額をお示しいただきたいなと思っております。二つ目に、それに関連して、旧の解体事業があるんですね。解体事業についても2億9,000万円から6億何ぼでしょ。だから、この上がり方がすごいじゃないですか。どうして上がったのかっていう内訳等々を御説明いただきたいなと思います。

藤本委員長 松本那賀川図書館長。

松本 館長 阿南中央図書館（仮称）の建設費増加に関する御質問にお答えをさせていただきます。

現在、阿南中央図書館（仮称）設計業務につきましては、基本設計のまとめの段階という現状でございます。基本設計の目的につきましては、法令チェックや基本的な間取り、面積のボリューム、外観の方向性、概算工事費など、発注元と設計者のイメージの共有化、合意形成を行うことが大きな目的となりまして、その後、実施設計へと進んでまいります。

そのため、現段階では個別具体的にどの項目がいくら値上がりしたことから全体でいくら増額しているという具体的な算出ではなく、設計プロポーザルの公告時期から現時点までの社会情勢、市場動向の変化などから算出される物価上昇分、それから、国土交通省による積算基準の改正による増額分、地質調査による調査結果から予想される課題解決のための費用などが多くを占めている状況でございます。

そういった状況から、面積の合理化の提案を受け、床面積を約3,200平方メートルに抑制し、コスト低減を図った結果、基本設計である現段階におきましては、約3億円程度の増額と見込んでおります。

今後の実施設計におきまして、細部の設計を行い、コスト面も含め、事業の進捗について市民の皆様に適時、情報発信を行い、御理解をいただきながら計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民会館の解体費用についての御質問でございますが、現在、これにつきましても基本設計の段階でございますが、今年度当初段階の概算の解体工事費といたしましては、建物の地下構造物を踏まえ、全てを解体する費用で考

えておりました。本計画では、新図書館整備工事と除却工事を一体的に行うことによりまして、地下構造の撤去範囲につきましては、設計者からの提案を受け、一部の既存地下構造物を存置する合理的な計画とする検討を進めているところでございまして、設計発注時における概算解体工事費約6億2,000万円から工事費の削減に努め、現在の基本設計時点において、概算工事費を約4億7,000万円と見込んでいます。この工事費につきましても、今後の社会情勢や市場動向の変化などにより変動することが考えられます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 住友委員。

住友 委員 ありがとうございます。

しかしね、私たちに説明するときに、そういうことを含めた形で言ってもらわないと、ただ単に物価高騰、今、言ったような説明でやられたんでは…。図書館建設には賛成なんですよ、しなければいけない。でも、余分な経費は出さなくていいんじゃないかということなんです。今後、何に関してでもきちんと説明をよろしくお願いしたいと思います。終わります。

藤本委員長 それでは次に、広浦委員の発言を求めます。広浦委員。

広浦 委員 第19号議案、予算書249ページ、10款 5項 5目、星加議員と重なる部分があるんですけども、ふるさと館の管理費で何点かお伺いします。

管理費、昨年と比較して金額が半額以下となっていますけれども、昨年との違いは何なんでしょうか。まず一つです。

藤本委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 ふるさと館の管理費が昨年と比較して、金額が半額以下になっているが、昨年との違いは何かとの御質問でございしますが、阿南市新行財政改革推進プラン2025▶2028の重点項目に掲げられている人口規模に応じた公共施設の再編・最適化に基づき、ふるさと館の利用実態に合った管理運営方法について検討を進めてまいりました。令和7年度までの施設管理につきましては、阿南市シルバー人材センターに委託しておりましたが、令和8年度からは年間を通じてふるさと館を事務所として使用している阿南市森林組合に管理委託をお願いする予定としております。平日、ふるさと館に常駐している阿南市森林組合に管理委託することによりまして、経費の節減を図るものでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 施設管理業務委託料が、昨年が2,430万円だったんですけども、こちらが今年、令和8年度が96万4,000円ということです。今の説明の確認なんですけれども、この96万4,000円というのは、全て森林組合に委託する費用ということなのでしょうか。

藤本委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 委員さんのおっしゃるとおりです。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 簡潔な答弁、ありがとうございます。  
最後になるんですけれども、昨年あった警備委託料がなくなっております。  
セコムとかかな、分からないんですけれども、その理由は何なんでしょうか。

藤本委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 昨年あった警備委託料がなくなっているが、その理由は、との御質問ですが、ふるさと館については、利用状況等を含め機械警備の必要性を検討した結果、警備委託契約を解約し、コスト削減を図るものでございます。以上、お答えいたします。

広浦 委員 ありがとうございます。以上です。

藤本委員長 通告による質疑が終結いたしました。みらい阿南の委員さんで、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 ちょっと小休してください。

【小 休 11:57 ~ 11:57】

藤本委員長 再開します。  
水谷委員。

水谷 委員 先ほど、通告した分で飛ばした分を質問させていただきます。第19号議案、予算説明書147ページ、4款 2項 1目 設計業務委託料についてお伺いします。

当初予算の概要26ページ、旧ごみ処理施設解体工事設計事業1,460万円、当初予算の説明書51ページ、ごみ処理施設建設基金繰入金140万円、56ページ、ごみ処理施設除却工事業債1,350万円とあります。今回の旧ごみ処理施設解体工事設計事業1,460万円の財源はどれになりますでしょうか。

また、ごみ処理建設基金が約13億円、基金一括運用前で現金4億円ありましたが、それでも事業債を活用している理由は何でしょうか。どのくらいの交付税措置があるのでしょうか。お答えください。

藤本委員長 小原環境管理部参事。

小原 参事 環境管理課、小原でございます。よろしくお願いたします。旧ごみ処理施設解体工事設計事業に関する御質問にお答えをいたします。

まず、旧ごみ処理施設解体工事設計事業1,460万円の財源につきましては、内訳といたしまして、ごみ処理施設除却事業債が1,320万円、基金からの繰入れが140万円となっております。

次に、事業債を活用する理由でございますが、ごみ処理施設建設基金の令和6年度末の現金が4億3,850万3,662円の残高となっており、また、阿南市ご

み処理施設建設基金条例6条の定めにより、基金を使用することができますので、この度の支出額や今後の除却事業も含め、検討した結果、財源として事業債の活用と基金からの繰入れを採用し、算定しております。

最後に、交付税措置はあるのかとの御質問でございますが、この事業債につきましては交付税措置はございません。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長　　ここで昼食のため休憩いたします。

【休 憩　11:59　～　12:58】

藤本委員長　　それでは再開いたします。  
水谷委員。

水谷　委員　　先ほども質問に対し、丁寧な御答弁ありがとうございました。  
続きまして、第19号議案、予算説明書114ページ、3款　2項　2目　1節　保育所費報酬についてお伺いいたします。会計年度任用職員の保育士さんは何人になる御予定でしょうか。また、そのうち何人が担任を持つ予定でしょうか。お教えください。

藤本委員長　　松村こども課長。

松村　課長　　こども保育課の松村です。  
会計年度任用職員の保育士数についてでございますが、現時点においては、フルタイム職員が70人、パートタイム職員が50人の計120人を予定しております。  
そのうちの何人が担任を持つ予定かにつきましては、正規職員及び会計年度任用職員の配属先が後日決定しますので、担任数についても現時点では決まっておられません。以上、お答えといたします。

藤本委員長　　水谷委員。

水谷　委員　　御答弁ありがとうございました。保育士さんの働く環境整備が必要だと考えております。子どもにとってよりよい保育環境に努めるためにも、会計年度任用職員さんと正規保育士さんとの仕事の差を同列ではなく、会計年度任用職員さんにより負担の少ない働き方をしてもらうことによって多く来てもらうことも可能かなと思いますので、この問題についてはまた議会での質問に取り上げさせてもらいたいと思っております。

最後です。第19号議案、予算説明書222ページ、10款　1項　4目　青少年健全育成費についてお伺いいたします。青少年の性的感情を刺激したり、粗暴性や残虐性を助長する内容の図書類は、徳島県青少年健全育成条例により、有害図書類として販売等について規制の対象となっております。

本市においても有害図書の見回りをされていると思いますが、年に何回、どのような場所を見回り、どのような指導を行っているのかお教えください。

藤本委員長　　安富教育部長。

安富　部長　　有害図書類の立入り調査についての御質問にお答えいたします。  
当センターでは、毎年1回、市内各書店、量販店及びコンビニエンスストア

等の有害図書類の立入り調査を実施し、その際、各店舗の従業員の方と情報交換をし、青少年の実態把握に努めるとともに、必要に応じて、各店舗の陳列方法等の改善指導も実施しております。

本年度につきましては、令和7年10月22日から10月23日の2日間、市内の書店など3店舗、コンビニエンスストア24店舗、ビデオレンタル店1店舗の合計28店舗について、有害図書類立入り調査を行い、各店舗で徳島県青少年健全育成条例が遵守されていることを確認し、特にレンタルビデオ店については有害図書類を陳列する際の成人コーナーの確保や、区分別陳列等を徹底すること、また、青少年に有害とされるDVD等の販売、貸出しをしないよう、引き続きお願いしたところでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。店舗の陳列によっては、目に余るような表紙のものが誰でも目にふれるようなところにあることもありますので、引き続き、パトロールをしながら適切な指導をお願いいたします。以上です。

藤本委員長 ほかに、みらいさんで質疑ありませんか。喜多委員。

喜多 委員 5分ほど残ったんで、簡単に、ちょっとまとめて要望したいんですけども。もう少し丁寧に、市民の声をお聞きいただきたいなという思いがございまして。例えば、ずっと阿南市公共施設総合計画では、30年もの、この那賀川・羽ノ浦両図書館に関しては当然、第3期で、まだ時期尚早であります。もし、今回みたいに減築したり、失くすというような、市民に痛みが伴う場合は、必ず住民の理解と合意形成が必要だとこの本にも書いてございまして。

それから先ほども言いましたけれども、文字・活字文化振興法では、国語が日本文化の基盤であると。第5条において、地方公共団体はその地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施すると。そういう意味で教育基本法の下に図書館法があります。図書館法では教育委員会が所管であります。そこに報告のみって。もう少し教育委員会でも討議をしていただきたい。

それと、阿南私立図書館条例で、第17条に協議会置くと。それは諮問機関なんですね。その意見をきちんと聞いて、やっぱりしなければいけない。それから市民アンケートを取りました。184件ありました。11月30日に20件来てます。17件ぐらいが存続ですね。ところが11月30日、金曜日でしたね。で、土日を含み、12月1日に私たちに説明しております。「図書のみち阿南」構想の具現化に向けて、12月1日です。これ、アンケート結果踏まえてと、そういうことも書いてはございます。けれども、アンケート結果踏まえた、同じ文言が2月17日、最終案で出てきております。本当にこのアンケート結果、きちんと見たのか。どこで討議したのか。誰が討議したのか。先ほども聞いたんですけど、もう少し丁寧に市民の声、今、たちまち50万、令和4年度の50万と、5,566冊ですか、貸し出し実績ございまして。これ、6万人、8万人の同じ人口帯のところでも非常に貸し出しの多いのがこの阿南市です。現に、利用もされております、市民の方がね。その利用している市民の方が、そういう方たちがこうやってアンケート出して、恐らく7割、ほぼ7割以上が存続してくれと、こういう声が出ている以上、やはりもう少し丁寧に市民の声を聞いていくという、その姿勢が非常に大事なんじゃないかなと思ってございまして。今回のこの計画、先ほども言ったように、財源措置は阿南の図書館を壊してますので、市民会館

と新図書館との合築で複合化、それと、面積は阿南の図書館と両方足したら減っていますので集約化できております。だから、羽ノ浦、那賀川を財源のために、どうしても必要というものでもありません。だから、有利な財源も使えます。そういったことを踏まえて、もう少し市民が現実に利用してる。特に図書館は大事です。図書館っていうのは教育の基本であります。これ、皆さんの文化の基本でありまして、確かに集約化って言われると、ランニングコストのために集約化したら、今後いいんだと思われるかもしれませんが、あくまでも公共サービスの教育施設です。ここをやはりランニングコストで切っているのかと。もう少し市民の丁寧な声、そういうのを聞いた上で進めていただきたい。そのように思っております。ぜひ、そこらもう一度、再検討いただければと思っております。以上です。

藤本委員長 要望でよろしいですか。

喜多 委員 要望で。

藤本委員長 みらいさんでほかに質疑ありますか。広浦委員。

広浦 委員 通告はしてないんですけども、先ほど、星加議員の質問のところで、医師確保が7,800万円予算がついておりました。これ、令和7年度は達成できたんでしょうか。

藤本委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 令和7年度の分についてはまだ実績報告が出ておりませんが、令和7年度は7名で計画が出ておりました。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 今年度もその7名の方に残ってもらうために同じように7,800万円の予算をつけているという理解でよろしいんでしょうか。

藤本委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 人数とどの先生が来ていただけるかっていうのは報告書に載ってきますので、令和8年度は7名を予定しておりますと申し上げましたが、どの方が寄附講座として医療センターに来られるのかというのはまだ出てきておりませんので、未定でございます。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 とりあえず7名分ということで理解しました。以上です。

藤本委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長　それでは、みらい阿南の質疑を終結いたします。  
次に、市民クラブ・子どもと未来の会の発言を求めます。持ち時間は 30 分です。通告順に指名をいたします。佐々木委員。

佐々木委員　通告をさせていただいた質問は 10 問ほどあります。一つずついかせていただきます。

当初予算の概要の 23 ページにありました、しらさぎ集会所除却事業で、担当課は市民生活課ということで、予算は 1,033 万円。これは、羽ノ浦町春日野にある施設を除却し、売却していくとの事業ですが、行財政改革の一環でしょうか。この施設について、場所、建物、利用状況について、また売却はどのようにするのか。周辺の地価はどの程度か。売却収益はどの程度を見込んでいますか、をお答えください。

藤本委員長　手塚市民生活課長。

手塚 課長　市民生活課、手塚でございます。

しらさぎ集会所除却事業につきましては、新行財政改革推進プラン 2025▶2028 に基づく重点項目 41 番の人口規模に応じた公共施設の再編、最適化を進める事業の一環であります。

施設の利用状況等につきましては、当該施設は昭和 52 年建築の施設で、老朽化が進行し、屋根の一部が飛散するなど、安全面への配慮が求められる状況でございます。また、長期間利用実績がなく、現在はほかの施設で代替ができている状況であります。こうしたことから、安全面の確保と行財政改革の観点から、公共施設の適正配置及び土地の有効活用を図るため、当該施設を除却することといたしました。

除却後の土地につきましては、まず令和 8 年度中に境界画定の実施、その後、不動産鑑定評価を実施し、最終的に売却の手続きを進めてまいりたいと考えております。

周辺の地価につきましては、県が実施しております地価調査において、本件土地に近い地点の価格は 1 平方メートル 4 万 6,300 円となっております。

最後に、売却収益につきましては、不動産鑑定評価の結果や入札状況、個別条件などによって変動するため、現時点において具体的な売却収益額をお示しすることはできません。以上、お答えとします。

藤本委員長　佐々木委員。

佐々木委員　場所について、ちょっと分からないので教えていただけますか。

藤本委員長　手塚市民生活課長。

手塚 課長　しらさぎ集会所の場所につきましては羽ノ浦町の春日野でございます。

藤本委員長　佐々木委員。

佐々木委員　春日野のどこら辺かを知りたかったんですが、結構です。ありがとうございます。

次の質問にまいります。人権フェスティバル記念行事についてお聞きいたします。当初予算の概要の 24 ページです。人権・男女共同参画課が担当ですね。

開催 30 年の記念行事ということで、合唱交流等の記念行事を予定とありますが、どのようなものを予定していますか。教えてください。

藤本委員長 石本人権・男女共同参画課長。

石本 課長 人権・男女共同参画課、石本でございます。それでは、人権フェスティバル記念行事について御答弁をいたします。

平成 8 年度から開催を継続しております人権フェスティバルでございますが、第 30 回目の節目を迎え、記念行事として、特に意義ある取組の実現に向けて検討を進めております。

まず、協定を締結しております熊本県合志市との連携を基盤に、人権啓発の観点から両自治体の交流を深めたいと考えております。記念行事の具体案でございますが、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園を舞台とした希望の鐘にまつわる合唱曲を披露した実績のある合志中学校合唱部を招へいし、本市の中学生との合同合唱を通じ、両市の生徒を中心とした交流を図る予定でございます。

今後は、企画を具体化するとともに、市民への広報周知を進め、交流自治体との関係強化とともに、課題の解決のための啓発につなげてまいりたいと存じます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。

では、次の質問にまいります。これは予算説明書の 131 ページ、がん患者医療用補正具助成事業、担当課、保健センターですね。予算 30 万円。1 人いくらの助成費でしょうか。何人分になりますか。

申請方法、支給方法、また、その申請者数についても教えてください。これ、かつらになりますかね。よろしく申し上げます。

藤本委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 助成の上限額は、がん患者の皆様が購入される医療用ウィッグ及び乳房補正具で、それぞれ 2 万円としており、御一人につき最大 4 万円の助成が可能です。予算上は 15 件分を計上しております。

申請方法につきましては、申請用紙に必要事項を記入の上、領収書を添えて保健センターへ申請いただき、審査を経て、御指定の口座へ助成金を振り込む形で支給しております。

なお、令和 7 年度については 3 月 16 日現在で 21 名の方から申請をいただいております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 結構、申込みがあるのが、今、数字を聞いて分かりました。15 件分ということですが、21 名の方からの申請があるということで、今後、この予算をまた拡大していくとか、補正でつけるとかいうふうに、必要とされる方に助成金がいけますように要望をさせていただきます。よろしく申し上げます。

次の質問にまいります。これは予算説明書では 149 ページ、4 款 2 項 2 目 12 節の電算システム導入委託料、粗大ごみ収集受付システムです。担当は生活環境課です。予算は 1,300 万円。システムについて教えてください。

収集申込みはできるだけ簡単なほうがよいわけですが、誰でも申し込めるものになりますか。まず、基本的なことから教えてください。

藤本委員長 片山環境管理事務所長。

片山 所長 生活環境課、片山でございます。

粗大ごみ収集受付システムについての、誰でも簡単な方法で申し込めるものになるのかの御質問でございますが、はがきやインターネットを通じて粗大ごみの種類、数量を申し込み、指定された日時及び場所にお出しいただくシステムでございます。具体的なシステム機能としては、収集予約受付から配車計画の策定、収集リストの印刷や日報等の管理業務をシステム上で行います。

今後につきましては、先進地などを参考にして、市民の皆様にも極力負担にならないような申込み方法でシステムの構築をしたいと考えております。また、市民の皆様には、申込みの手続きをお示ししたチラシも作成し、お配りする予定でございます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 このシステムを作るとかいうことは、業務の効率とかにはすごくいいとは思いますが、ただ、市民側としては、今までは軒先収集で大きなものも持ってってくれるというのが何より阿南市のよいところでした。それは皆さんが、本当に努力して、お金も使って、ほかにないサービスですね。それが、もちろん家の立地環境によりますけど。けど、これを導入することで、本当に持っていけない人が、持っていきにくい人が非常に困るということがいっぱい発生するように思います。ですから、決められた場所に持っていくとか、例えば、今日は橘町を集める。要するに場所の数を増やすとか、今後、検討もされていくかもしれませんが、試行期間ですので、いろんな方法で、出しやすい、持っていきやすい、それが不法投棄とかにもつながらないとか、工夫を考えていただきたいと思います。これも要望とさせていただきます。よろしく願いします。

次の質問に、させていただきます。44 ページ、当初予算の概要です。小学校遊具更新事業、学校教育課。どこの学校で、更新する遊具はどんなものですか。それらは一般的にどれぐらいするものですか。現状は使用禁止の状態ですか、ない状態ですか。その学校の使用禁止、あるいはない状態はいつからでありますか。今後の遊具更新について、どのように取り組んでいくのか教えてください。

藤本委員長 磯部学校教育課長。

磯部 課長 お答えいたします。

令和8年度におきましては、見能林小学校のジャングルジム、宝田小学校のはん登棒、吉井小学校の鉄棒をそれぞれ撤去して、新たに設置することにしております。遊具の価格につきましては、メーカーによって異なりますが、今回予定しているものとしたしましては、組立て及び設置費用を除きまして、ジャングルジムが約80万円、はん登棒は約50万円、低鉄棒は約30万円ほどでございます。

各遊具の現状につきましては、令和6年度末に実施いたしました専門業者による遊具点検におきまして更新することが望ましいとの判断が下されたこと

から、それ以降は児童の安全に配慮して使用禁止の状態としております。

今後の遊具更新につきましては、児童の安全を最優先とし、遊具点検の結果を踏まえた上で、各学校からの要望書等をもとに計画的に実施してまいらる予定となっております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。

使用禁止の期間の安全対策とかいうのも十分取られていたかとは思いますが、今後も遊具の更新、よろしくお願ひいたします。

次の質問をさせていただきます。予算説明書 256 ページです。10 款 6 項 1 目 18 節 長距離選手育成事業補助金、スポーツ振興課ですね。予算が 200 万円です。駅伝選手強化補助とありますが、どのような事業ですか。御説明をお願いします。

藤本委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 スポーツ振興課、篠原です。長距離選手育成事業についての御質問にお答えいたします。

本事業は、徳島県下の郡市が参加する徳島駅伝等を通じて、本市の長距離選手の普及及び強化を図るとともに、市民のスポーツへの関心を高め、市民のスポーツの振興に寄与することを目的として実施しているものでございます。

主な事業である徳島駅伝は、毎年 1 月上旬に徳島陸上競技協会、徳島県及び徳島新聞社の主催により開催されている県内 16 郡市対抗の歴史ある駅伝大会でございます。本市におきましても、この駅伝大会を大きな目標の一つとして、選手の競技力向上はもとより、継続的な選手の育成、陸上競技の発展、普及に取り組んでいるところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 すみません、もしかしたら聞き洩らしたかも分かりませんが、この 200 万円というのは具体的に、どのように使うのでしょうか。もし具体的に分かることがありましたら教えてください。

藤本委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 補助金の具体的な内容についてお答えさせていただきます。

数字的なものは、手元にはないんですが、本大会に向けた練習や合宿に係る施設利用料等を補助しております。具体的には選手のユニフォーム代でありますとか、中継地が遠隔地となる場合の選手やスタッフの宿泊、移動に要する交通費、燃料費などを補助しているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。よく分かりました。

次にいかせていただきます。当初予算の概要 24 ページです。阿南市配偶者暴力相談支援センター事業、人権・男女共同参画課です。予算は 773 万 8,000

円。相談件数、人数、阿南市内、市外、相談者の住所などを教えてください。

藤本委員長 石本人権・男女共同参画課長。

石本 課長 配偶者暴力相談支援センターの相談件数について御答弁をいたします。本年度2月末における相談件数でございますが、延べ58件となっており、内訳といたしましては、市内49件、市外9件、相談者の実人数は22人でございます。なお、相談における住所の内訳でございますが、相談者の安全面の確保及び秘密保持等への考慮により公表を差し控えておりますので、御了承いただけますようお願いいたします。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 すみません、ちょっと聞き方悪かったですね。住所って言ったって、そんな具体的にはもちろん言えませんよね。ごめんなさい、分かりました。この事業が、悩める方の力になるということを信じて、続けていただきたいと思います。次の質問にまいります。予算説明書98ページです。ひきこもりサポート事業です。3款 1項 1目 12節 ひきこもりサポート事業、地域共生推進課ですね。予算額33万3,000円。相談支援啓発活動等とはどういうふうに相談体制で行っていくのでしょうか。相談場所、活動はどうしていきますか。ひきこもりとされる人の定義、人数、年齢、性別など、分かる範囲でお願いします。

藤本委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 ひきこもりサポート事業についての御質問にお答えいたします。まず、当事業により支援の対象となるひきこもりとされる人の定義は、阿南市在住の、原則65歳未満の方で、さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、生きづらさや悩みを抱えている方としております。また、人数につきましては、令和4年度の内閣府の調査によりますと、15歳から64歳のひきこもり状態にある人は50人に1人と推計されており、本市においても支援を要するひきこもり状態にある方が一定数見込まれるものと考えております。次に、本事業の相談場所、活動及び相談体制につきましては、ひきこもりに関する相談会を月1回以上、阿南ひまわり会館等で実施し、必要に応じて阿南市地域まるごと支援会議に諮り、相談者の状態に応じた支援チームを形成していくことを計画しております。最後に、啓発活動につきましては、当事者や御家族に対し、経験や悩みを共有できる当事者会、家族会を開催することや、ひきこもりに関する講演会の開催を計画しております。以上、答弁といたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ひきこもりの問題っていうのはほんまに難しいんだろうなと思います。まず相談からですよね。啓発、周知されまして、この事業が役立っていくことを願っております。よろしく願いいたします。続けて質問させていただきます。防犯カメラ設置事業です。当初予算の概要23ページです。防犯カメラ設置事業、市民生活課、予算600万円。どのような事業内容でしょうか。

藤本委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 阿南市防犯カメラ設置事業補助金につきましては、防犯環境の整備を目的として、国の重点支援地方交付金及び徳島県防犯カメラ設置支援事業費補助金を活用して、地域の防犯活動に主体的に取り組む団体、自治会や商店街組合などが防犯カメラを設置する際に、予算の範囲内で交付するものでございます。

補助対象経費としては、防犯カメラの購入費や設置にかかる工事費などが該当し、補助率は、補助対象経費の全額、10割でございます。カメラ1台につき補助額の上限を50万円としております。

補助対象条件として、防犯カメラの設置及び運用に関し、一般社団法人徳島県防犯設備協会が策定するガイドライン等に則り、関係規定を遵守することはもとより、防犯カメラの設置を示す看板の掲示や、設置場所や撮影方法等について事前に警察署に相談すること、また、設置者において、プライバシー侵害について懸念が生じる恐れがある方々に対する説明や、了承を得ることなどを交付条件に規定する予定としております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 カメラの設置の案内、規定っていうんですかね、それがしっかりされているというのを聞いて、今、安心しました。昨日説明のあった阿南駅前に防犯カメラを設置する事業は、まだこれからっていうことで、同じようにできたらいいなと思います。新しい事業で頑張ってください。よろしくお願いいたします。

私の最後の質問です。予算説明書の147ページ、これは設計業務委託料、クリーンセンター解体工事設計です。環境管理課。予算は1,460万円です。施設の解体する場所、残す場所、地域の避難所にするための設計など、市の考えと住民との合意について教えてください。話合い等は、今後どうしていきますか。また、備蓄について、個人備蓄はできるようにするのでしょうか。お願いします。

藤本委員長 小原環境管理部参事。

小原 参事 環境管理課、小原でございます。

御質問が3点あると思いますが、まず一つ目の旧ごみ焼却施設解体工事設計業務に関して、本市の考えと住民の方との合意についてお答えをいたします。

令和7年9月に地元協議会から跡地利用に関する要望書をいただいてからは、地元協議会の会長に取りまとめ役となっただき、協議を重ねてまいりました。地元協議会とは、施設解体後の工場棟跡地を、グラウンドと災害時の避難場所を兼ねて整備していくことで合意いたしております。また、管理棟につきましては、災害時の避難場所施設として有効活用したいとの御要望がありますので、その趣旨に沿って検討してまいりたいと考えております。そのほか、施設跡地と周辺の既存グラウンド等を含め、一体的に施設の充実を図る整備の御提案などもいただいております。

二つ目の、今後の話合い等につきましても、引き続き、地元協議会のお声をお伺いしてまいりたいと存じます。

三つ目の、個人備蓄についてのお尋ねでございますが、こちらも地元の御要望をお伺いしながら検討してまいりたいと存じます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 市の防災倉庫にいろいろ備蓄もされていっていると思うかもしれませんが、備蓄というのは、しっかりした建物にきちんと備蓄をしないと、いくら備蓄をしても開けたときに使えないっていう状態になる恐れが大きいと思います。小さな倉庫とかでは湿気とかにやられてしまうとかいうのもあると思いますので、備蓄に関しての要望がありましたら、モデルケースになるような形でやっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

藤本委員長 以上で、通告による質疑が集結しましたが、市民クラブ・子どもと未来の会からほかに質疑ございませんか。橋本委員。

橋本 委員 通告はしておりませんが、認定こども園の民営化について、要望を1点させていただきたいと思います。

令和8年度の当初予算にもありますように、117ページ、3款 民生費 2項 児童福祉費 2目 保育所費の中に私立保育所等運営費が11億5,520万7,000円が計上されております。民間活力を必要とすること、そして私立に運営補助の国費がついてることも承知しております。今の阿南市にとっても、厳しい財政状況になっていることも承知をいたしております。

しかしながら、保護者の中には、公立を選択肢の中に置いてほしいという声も根強くあるんです。公設公営でどのように残していくか。今後のことについて新たな議論も必要かと思われまますので、今後、十分に議論を重ねていただきますよう要望いたしておきます。以上です。

藤本委員長 よろしいですか。ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、市民クラブ・子どもと未来の会の質疑を終了いたします。次に、公明党の発言を求めます。持ち時間は20分です。通告はありませんが、質疑ありませんか。陶久委員。

陶久 委員 通告はしてないんですけども、分かる範囲で御回答いただけたらと思います。第19号議案書の121ページの子ども第三の居場所事業について、お伺いさせていただきますと思います。

これは、事業を事業者へ委託して運営されているようなんですけども、その事業者さんの運営の方針とその方針に基づく実施の状況が1点。また、この施設自体ができあがって2年ぐらいたつんですかね。その間の登録者数の推移が2点目。3点目が、その利用されてる方の、第三の居場所に対する評価がどのような評価をいただいているかなっていうのがお分かりになれば教えていただきたい。最後に、その評価を踏まえて、今後、子どもの第三の居場所というのは、ポジションとして非常に重要な場所、ポジションだと思いますので、どのような希望を叶える形で営業、運営に取り組んでいくかという見とおしなどがお分かりになればお示しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

藤本委員長 地域共生推進課長。

山崎 課長 子ども第三の居場所、あすきらについての御質問にお答えいたします。  
あすきは、令和6年4月17日にオープンし、現在、小学生18名、中学生5名、高校生1名の合計24名が登録しております。運営体制としましては、特定非営利法人たすけあい阿南に業務委託し、運営責任者、子ども支援員、調理員の常勤スタッフ計3名に加え、補助員や学生ボランティアなどにより、子どもたちの支援を行なっております。  
また、利用している子どもからは、あすきが楽しい、おやつが楽しみ。また、その家族からは、あすきらに行くようになって学校にも行けるようになってきたなどといううれしい声が聞かれており、安心できる第三の居場所として浸透してきております。  
今後の方向性につきましては、学校や関係機関との連携をさらに図り、子どもたちが家庭や学校以外の場で信頼できる大人や友だちと安心して過ごせる第三の居場所となるよう、しっかりと運営してまいります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 陶久委員。

陶久 委員 ありがとうございます。今、伺って本当にすごいなと思いましたので、さらにその歩みを加速していただけたらと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

藤本委員長 公明党さんでほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、公明党の質疑を終了いたします。  
次に、政友会の発言を求めます。持ち時間は10分です。  
通告はございませんけども、質疑ありませんか。久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。  
確認させてください。阿南一中のバリアフリー対応のためのエレベーターの設置が出てますけど、詳細について御説明いただきたいのと、体育館の耐震改修の事業は先ほどありましたけれども、その工事完了についてお伺いをいたします。

藤本委員長 西岡教育総務課長。

西岡 課長 お答えいたします。  
まず、阿南第一中学校のエレベーター設置につきましては、令和2年5月のバリアフリー法の改正により、既存公立小中学校施設のバリアフリー化が努力義務化されております。車椅子の対応など、要配慮児童、生徒の方々が通学しやすい環境を目指すものになっております。  
2点目の、阿南第一中学校につきましては、工期を7月10日としております。以上です。

藤本委員長 久米委員。

久米 委員 分かりました。入学式は、間に合うということでよろしいですね。

藤本委員長 西岡教育総務課長。

西岡 課長 工期は7月10日となっております、入学式は阿南第一中学校の中にある多目的ホールで開催をする予定にしております。

藤本委員長 久米委員。

久米 委員 分かりました。ありがとうございました。

藤本委員長 よろしいですか。  
それでは、以上で、政友会の質疑を終了いたします。  
次に、日本共産党の発言を求めます。持ち時間は10分です。佐古委員。

佐古 委員 第20号議案に関して質問いたします。住民の命を守る砦としての国保予算の在り方を伺います。

まず、本市の国民健康保険加入世帯の数、被保険者が支払う保険税の総額及び保険税増加分の金額を教えてください。よろしく願います。

藤本委員長 日下税務課長。

日下 課長 税務課の日下でございます。佐古委員さんの御質問にお答えします。  
国民健康保険の現在の被保険者数は、令和8年2月末現在で1万1,069人でございます。以上、お答えとします。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 今回、この予算書に出てきてる分でお伺いするんですけど、先ほどもいった被保険者が支払う保険税の総額と、僕、さっき国保加入者数の世帯数といいました。何人じゃなくて世帯数でお願いできませんでしょうか。

それと、今回の、この予算で保険税が増加分の金額を教えてください。よろしく願います。

藤本委員長 日下税務課長。1問目で答弁できてない分もありますから、併せて願います。

日下 課長 失礼しました。  
令和8年2月現在の世帯数でございますが、7,707世帯でございます。  
それで、新年度の国民健康保険事業会計の予算では、被保険者数を1万600人、6,700世帯と見込んでおります。今議会に提出させていただいております国民健康保険の税率改定後の保険税の総額は、予算書13ページ、左上段にあります歳入予算額の10億5,343万1,000円となり、前年度比2,603万1,000円の増加となります。なお、その多くは令和8年度より徴収の始まる子ども子育て支援納付金によるものでございます。以上、お答えとします。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 すみません、ちょっと今、事務局の方とやり取りしていて、増加分を聞き逃

したんで、もう一度、前年度と比較した増加分をお願いします。度々すみません。

藤本委員長 日下税務課長。

日下 課長 前年度比 2,603 万 1,000 円の増加となります。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 お答えありがとうございます。2,603 万 1,000 円の負担増ということで間違いないかと思われま

す。続けて質問いたします。令和 8 年度から新たに導入される子ども子育て支援納付金、本市予算額 3,429 万 9,000 円について伺います。

そもそも、国民健康保険は病気やけがという保険事故に備えるための医療保険制度です。しかし、この支援金は、医療給付とは全く無関係な少子化対策の財源として、医療保険料に上乗せして徴収されるものです。医療保険の枠組みを、別目的の財源確保に流用することは社会保険の本来の原理を根底からゆがめる目的外徴収であり、事実上、形を変えた増税ではないでしょうか。市民にこれをどう説明なさるのでしょうか。御所見お伺いいたします。

藤本委員長 日下税務課長。

日下 課長 目的外徴収ではないか、増税ではないかとの御質問にお答えします。

子ども子育て支援納付金の徴収については、令和 6 年度の法改正により、令和 8 年 4 月から全ての公的医療保険の保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて、子ども子育て支援金を徴収することになったもので、租税法律主義のもと、立法府で手続きが進められたものですから、法制度として問題があるとは考えておりません。

また、増税ではないかとのことですが、税負担については公平性の確保や経済状況により常に見直しが行われておりますので、新しい徴収項目が即増税といえるものではないと考えられますが、低所得者の方にとっては月額数百円の負担でも重く感じられる場合もあると認識しております。

次に、市民にどのように説明していくかとのことですが、子育て支援金は、子育て支援や子育て世帯への給付の拡充に充てられる仕組みで、世代を問わず、社会全体で子育て世帯を応援していく制度であると説明してまいります。具体的には広報あなん、阿南市ホームページ、また、新年度に発送する国民健康保険税納付通知書の発送時の説明文書への記載などで説明してまいります。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 今、公平性とおっしゃいましたが、そもそもシステムが違うんと言われたらそうかもしれませんけど、協会けんぽと比べたら 2 倍以上の格差が生じています。もともと国民健康保険の制度上の欠陥なんです。さらに困窮者に対する負担増になるんですけど、全国知事会とか市長会で 1 兆円の公費を増やしてくれっていうのを言ってるのは知ってますが、さらに、国に対して、要望してほしいと強く要望いたします。

それと、先ほど子ども子育て支援金、これ、やっぱり目的外徴収で、搾取な

んですね、収奪なんです。子育て支援金は本来、国自らの責任で賄うべきであり、低所得者が多い国保に押しつけるべきではありません。市は、国に対して、子育て支援は国の責任で行ってくださいと、市民の立場で強く求めることを要望いたします。

今、最も苦しい低所得者層や子育て世帯に対して行われる自治体の防波堤としての役目を果たしてほしいということで、12月議会で質問いたしましたが、来年の4月から国が均等割を18歳までに拡大すると言っています。前倒しで、これを市独自でやったとしても、5割軽減やったとしても、12月の答えでは1,389万円やそこらだったと思うんですけど、市独自でやったとしても700万円やれるんです。そしたら、今回、増税じゃなくて減税になる子育て世代もあるので、ぜひ、均等割の5割軽減も検討していただきたいんです。

そして、今回、僕も提案するまでに至らなかったのも悪いんですが、今回、増税となるので、第20号議案に対しては断固として反対いたします。以上です。

藤本委員長 よろしいですか。

佐古 委員 はい。

藤本委員長 それでは、日本共産党の質疑を終了いたします。  
次に参政党の発言を求めます。持ち時間は10分です。梶原委員。

梶原 委員 参政党の梶原ちひろです。当初予算の概要29ページ、個別避難計画策定関連経費についてです。

令和3年度の災害対策基本法改正によって、避難行動、要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となっており、国においても交付税措置やモデル事業の実施など、この分野を重点的に支援していると認識しています。

まず、個別避難計画について、作成対象者人数と作成済み人数を改めて教えてください。

藤本委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 個別避難計画の作成対象人数、作成済み人数につきましては、令和8年3月1日時点の作成対象者は2,496人。うち、作成済み人数は907人でございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 梶原委員。

梶原 委員 ありがとうございます。

続きまして、2点目の質問をいたします。私は、相談支援専門員として、個別避難計画の作成に関わる立場でもあります。現場では、福村町、畷町のような海沿いの地域の方からは、津波が来たら、近くにある福寿荘に避難するつもりやけど、海に向かって歩いて行くんよと言われております。もう十分生きてけんええわと話される方もおられました。

先ほど、作成件数として示された中でも、私の避難計画を提出された方は、形式的な記載で、自分ちの建物と書いて、とりあえず出したという方もおられます。そして、人工呼吸器等を使用している方の御家族は災害のときにほかの人に来てってよう言わんとか、どうしたらいいか分からんっていうふうに話さ

れていて、まだ私の避難計画を出せておりません。こういった方々は、自分で計画をよう立てんわって言われていますので、相談支援専門員など、福祉専門職の協力を大きく依存している状態です。

2か月に1回開催される相談支援専門員の南風という会議があるんですけども、この会議では、頼まれてももうこれ以上はきついですとか、もう限界ですという悲鳴に近い声が上がっておりました。

福祉専門職は日々の業務に追われながら、実質的に無償に近い形で計画作成に関わっているケースがあります。福祉分野では無償の協力が当たり前という空気があるのかもしれないんですけども、時間と労力を要する業務である以上、そこには適切な仕組みが必要ではないかと考えています。

こういった作成現場の状況をお伝えした上でお尋ねします。現在、1件当たり7,000円というお話もあるんですけど、障害福祉の委託事業所はその内容を把握していないという声もあります。予算119万5,000円がもし1件7,000円とするなら、作成可能数は170件程度になるんですけども、個別避難計画の委託先、それから現実の運用、関係者への周知、また7,000円の請求方法などを詳しく教えてください。

藤本委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 個別避難計画に関するそれぞれの質問について答弁いたします。

まず、委託先についてでございますが、令和7年度の実績としましては、介護支援サービス阿南市社協、居宅介護支援事業所コスモスの里、健祥会ケアプランセンター、阿南荘在宅介護支援センターなどの居宅介護支援事業所で合計12事業所と契約いたしました。

次に、作成現場の状況及び業務委託内容などについてですが、作成作業を担うこととなるケアマネージャーは、業務過多や人手不足なども相まって、大変多忙であることから、令和7年度と同様に、居宅介護支援事業所との契約に先立ち、委託業務にかかる説明会を実施する予定です。説明会の内容を受け、委託業務の趣旨に御賛同いただける法人と契約を締結し、作成実績に応じ、1件当たり7,000円を上限に支払いする予定となっております。

次に、関係者への周知についてでございますが、令和7年度に引き続き、福祉専門職を対象とした阿南市の取組状況及び個別避難計画に関する基礎知識と、実際の取組方法などに関する研修会を実施する予定であります。

次に、当初予算119万5,000円の内訳は、個別避難計画作成業務委託料が70万円、消耗品費が4万8,000円、印刷製本費が8万5,000円、通信運搬費が36万2,000円となっております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 梶原委員。

梶原 委員 ありがとうございます。

最後に質問をさせていただきます。阿南市総合計画の48ページには、ハード面、ソフト面の両面から市民を守るための対策を図ると書いてあります。50ページの重点テーマ3にも、防災意識の向上及び確実な避難対策にソフト政策が書かれています。ですが、予算配分を見るとハード面がほとんどではないかと思受けられます。質問をさせていただきます。ソフト面の予算の他市との比較を教えてください。

藤本委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 ソフト面の予算の他市との比較につきましては、現時点では実施しておりません。以上、お答えといたします。

藤本委員長 梶原委員。

梶原 委員 ありがとうございます。

個別避難計画につきましては、実際に機能するかどうか、現場の実情に合った支援、仕組みづくりが不可欠であると考えております。要望といたしまして、福祉現場は昔から3Kといわれる業界で、厳しい環境にありました。さらに、そこに低賃金という現実が重なっています。こうした現場の実情も踏まえて、丁寧な支援と体制整備をお願い申し上げます。以上で質問を終わらせていただきます。

藤本委員長 以上で、参政党の質疑を終了いたします。  
ここで15分間休憩いたします。再開は2時12分から再開します。

【休 憩 13:57 ~ 14:11】

藤本委員長 それでは再開いたします。  
最後にあなん至誠会の発言を求めます。持ち時間は110分です。  
通告順に指名をいたします。橘委員。

橘 委員 橘です。どうぞよろしくお願いいたします。

予算説明書の55ページ、22款 3項 1目 1節のネーミングライツ収入、それと259ページの10款 6項 2目 17節のスポーツ総合センター管理費、関連していますのでよろしくお願いいたします。担当課はスポーツ振興課でございます。

スポーツ総合センターのネーミングライツ収入の150万7,000円を財源として、同施設の備品を購入するということでございます。まず最初に、ネーミングライツの契約期間はどうなっていますか。次に、備品の購入計画について教えてください。令和9年度以降、ネーミングライツ収入が見込まれているのであれば、今後の備品購入の計画を立てていますか。本市管理の体育施設で、今後、ネーミングライツを導入してはどうかと思いますが、お考えをお願いします。

次に、スポーツ振興課の関連でもう一つ。当初予算の概要46ページですが、大潟艇庫海洋事業用備品購入事業について、トーイングチューブ、バナナボートを1艇購入するということは、大潟のB&G艇庫の利用をさらに促進されると思いますが、お考えをお願いいたします。

次に、安全な艇庫活動にはB&Gの育成士の確保が必要だと考えますが、御所見をお願いします。

最後、北の脇うみてらす艇庫との利用の両立についての考え方について教えてください。よろしくお願いいたします。

藤本委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 橘委員のネーミングライツ及びトーイングチューブの御質問に順を追ってお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問でありますネーミングライツ事業の契約期間について

でございます。現在、阿南市スポーツ総合センターにおきましては、愛称をしんきんサンアリーナといたしまして、阿南信用金庫を契約の相手方として、令和7年度から令和9年度までの3年間を契約期間としております。

次に、令和8年度の備品購入予定についてでございますが、令和8年度におきましては、トレーニングジムの利用環境の充実を図るため、ランニングマシンの購入を予定しております。合わせて、既存備品の故障、老朽化の状況によっては、利用者の安全性や利便性の確保の観点から早急な更新が必要となる場合もございますことから、指定管理者と十分協議を行いながら、必要な備品の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和9年度以降の備品購入計画については、令和9年度以降におきましても、利用者ニーズ、利用状況、備品の老朽化の程度等を総合的に勘案して、指定管理者と連携の上、計画的かつ適切な備品整備に努めてまいりたいと考えています。

四つ目の、他の施設について同様のネーミングライツを導入してはどうかとの御質問でございますが、新規制度導入に当たりましては、施設の知名度や利用状況、企業ニーズ、期待される収入額、表示の変更等に要する経費、さらには現在定着しております施設の愛称との関係などを総合的に勘案する必要がございます。このため、現時点においては直ちに導入する段階にはございませんが、先行事例、本市の既に導入いたしております状況も踏まえながら、今後の研究課題として検討してまいりたいと考えております。

続きまして、トーイングチューブの購入に関する御質問に順を追ってお答えいたします。

まず一つ目の御質問の大潟艇庫の利用促進ということでございますが、比較的波が穏やかな海域という立地特性を生かし、初心者を対象としたSUP、カヤックなどの海洋性スポーツを通じ、子どもから大人まで幅広い世代が海に親しむことができる海洋性レクリエーションの拠点施設であると認識しております。

この立地特性を生かし、現在、大潟艇庫を活用したマリンスポーツ体験会を実施をいたしております。令和7年度においては当初4回程度の開催を予定しておりましたが、天候不良等により3回の実施をしております。しかしながら、実施した体験会においては、3歳の未就学園児を含む複数の小さいお子さんの御参加もあり、幅広い世代の方に海に親しんでいただく機会となったものと考えております。

このような状況を踏まえ、令和8年度におきましては体験機会の充実を図るため、10回程度の開催を予定しております。引き続き、未就学園児を含めた子どもたちにも海に親しんでいただけるよう、安全面に十分に配慮しながら取り組んでいきたいと考えております。

マリンスポーツ体験会において、参加者から需要の高い備品でありましたが、トーイングチューブ、いわゆるバナナボートでございますが、令和7年度に牽引部の破損が確認されまして、使用を停止しておりました。当該備品につきましては、海洋活動への参加のきっかけづくりとなる体験性の高いものであり、初心者や子どもたちに気軽に体験できることから、既存のSUPやカヤック等の体験活動と組み合わせることで、利用者層の拡大及び海洋活動の普及につながるものと考えております。

また、体験内容の充実を図ることによりまして、家族連れや各種団体の利用の促進も期待でき、施設の魅力向上、利用促進につなげていきたいと考えております。

次に、安全な艇庫活動のためのB&G育成士の確保についてでございます。

すなわちB&Gセンターインストラクターの確保でございますが、海洋活動におきましては、利用者の安全確保が最も重要です。活動の実施にあたりましては、必要な知識と技能を要する指導員の配置が不可欠であると考えております。

現在、本市におきましては、センターインストラクターなどのB&G指導員資格保有者が14名おりますが、既に退職している者、管理職として勤務している者がいることから、実際に事業に従事できる人員は6名程度となっております。限られた指導員、資格を有する職員がそれぞれの配属先での本務を担いつつ、本事業についても相当の時間と人員を割かなければならないという状況は、本事業を実施、継続していく上での大きな課題となっております。

育成士が従事する関連事業といたしましては、マリンスポーツ体験会や水辺の安全教室のほか、徳島県B&G地域海洋センター連絡協議会、四国ブロック地域海洋センター連絡協議会、それらが主催するカヌースクール自然体験交流会、さまざまな事業を実施しております。これらの事業の多くにおいて、複数の指導員の配置が必要となっており、このような状況を踏まえ、今後のマリンスポーツ体験会の充実、海洋性レクリエーションの振興を図っていくためにも、B&Gセンターインストラクターの資格取得については年次的かつ計画的に進め、新たな指導員の確保に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、うみてらす北の脇と大潟艇庫との両立についてでございます。両施設につきましては、立地条件や特性が異なることから、それぞれの特色を生かした運営を行うことが重要であると考えています。うみてらす北の脇につきましては、北の脇海水浴場に近接した立地を生かした海洋レジャー、観光、さらには通年型の複合施設として誰もが海に親しめる交流の拠点施設としての活用を図るとともに、大潟艇庫については比較的波が穏やかな環境を生かし、初心者を対象としたSUPやカヤックなどの体験会をはじめ、地域に根差した海洋教育の拠点としての活用を図ってまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。

市内の他の施設においてもネーミングライツ事業を展開していただき、施設のPRと財源の確保に努めていただきたいと思います。

また、近年、マリンスポーツに注目が注がれています。本市の地域資源の海を活用した事業展開を推進してください。

続きまして、当初予算の概要の24ページ、男女共同参画推進事業のうち、困難女性支援等の事業についての概要を教えてください。

藤本委員長 石本人権・男女共同参画課長。

石本 課長 困難な問題を抱える女性への支援の概要について御答弁をいたします。

令和6年4月施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律には、市町村の支援の責務が規定されており、最も身近な自治体窓口として、女性支援に果たす市の役割が重要になってまいります。

本年度の新たな取組でございますが、女性の方が自由に過ごせる安全な空間を提供する女性のための居場所カフェを開設いたしました。相談を希望される方への対応として、女性のための生き方なんでも相談及び配偶者暴力相談支援センターとの連携を活用しております。

令和8年度におきましても、女性が抱える全ての悩みに寄り添った切れ目の

ない支援の実施に向け、市内における福祉、教育、保健などの担当課との連携体制の整備を進めてまいります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。本推進事業につきましては、相談支援の周知、啓発を積極的に行っていただき、DV被害、困りごと等を抱える女性が安心して暮らせる環境整備に努めていただきたいと思います。

次に、通告をしておりました防犯カメラ設置事業補助金につきましては、佐々木委員さんからと同じでございますので、取下げをさせていただきます。

最後に、当初予算の概要 30 ページのこども食堂支援事業についてお伺いいたします。本事業の事業概要について、また、現在、市内には何団体が活動していますか。最後に、今後増加する見込みはありますか。お伺いいたします。

藤本委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 こども食堂支援事業についての御質問にお答えいたします。

まず、事業の概要につきましては、身近な地域における子どもたちの居場所を確保するとともに、地域住民の交流の拠点づくりに資することを目的として、民間団体などが行う子どもたちへの食事及び交流の場を提供する取組を推進するため、こども食堂の運営に要する経費に対し、1 団体につきひと月当たり上限 2 万円の補助金を交付する事業であり、財源につきましては国から 3 分の 2 の補助があります。

次に、市内における活動団体数について、令和 8 年 3 月 13 日時点、市内のこども食堂団体数は 20 団体です。うち 12 団体が、令和 7 年度では本事業を活用し、こども食堂を運営しております。

最後に、今後のこども食堂数の見込みについてお答えいたします。本市におけるこども食堂の登録数は、令和 7 年度において 8 団体増加いたしました。阿南市総合計画 2025▶2028 におきましても、こども食堂を地域コミュニティと位置づけ、こども食堂登録箇所数の目標を 21 か所としていることから、引き続き、本事業を周知し、活動を支援してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。地域住民が主体となって展開する本事業については、地域拠点に参画する地域住民を増やしてもらえよう取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

藤本委員長 では、次に金久委員からの発言を求めます。金久委員。

金久 委員 第 19 号議案で、令和 8 年度一般会計予算、予算説明書 134 ページ、4 款の衛生費で予防費、12 節に定期予防接種費の予防接種委託料というのがございます。予算事業の概要については 7 ページに R S ウイルスワクチン接種委託というのが新規事業でございます。

質問といたしまして、このウイルスワクチン接種委託料については、予算として、その中で 9,606 万 9,000 円が計上されております。うち、1,107 万 5,000 円がこのウイルスワクチン接種委託料と考えておりますが、これは予防接種法

A類疾病として定期接種化がされていく、令和8年度から実施を開始していくとお聞きをいたしております。

そこで、この予防接種委託料の委託先はどこになるのでしょうか。医療機関での予防接種代金の支払いというのはどのようにされていくのでしょうか。また、令和8年度はいつ頃からこれが実施となっていくものなのでしょうか。そして、この事業に対して、予防接種委託に対して、窓口は、阿南市の予算が計上されておりますのが保健センターでありますので、保健センターなのか。併せまして、この実施概要について御説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、併せまして、対象となる妊婦の方に、今後どのように、実施概要と併せまして周知、啓発されるのかも併せてお伺いをいたします。質問は以上です。

藤本委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 RSウイルスワクチン接種事業について、順を追ってお答えいたします。

まず委託先医療機関は、3月10日時点で市内の9か所及び市外の25か所で、産婦人科、内科、小児科等、計34か所を予定しております。

次に、ワクチンの接種費用については、全額公費負担で実施をいたしますので、医療機関からの請求により支払いをする流れとなります。

開始時期につきましては、令和8年4月1日からを予定しており、お問い合わせ窓口は、他の予防接種同様に保健センターが担当いたします。

最後に、周知、啓発方法についてです。こども家庭センターと連携し、妊娠届の提出時に予診票などの関係書類を直接お渡しするほか、事業の趣旨を丁寧に説明してまいります。なお、既に妊娠届を提出済みの対象者の方へは個別に、郵送にて予診票等をお送りし、速やかに接種いただけるよう勧奨に努めてまいります。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 御答弁ありがとうございます。もう4月ですね、1日というのはあと2週間ぐらいすれば4月が、年度替わりが入ります。そこからすぐに実施をするということですので、本議会が終了しましたらといいますか、事業が早期に実施できますよう、準備を進めていただきたいと思います。

ちょっと懸念をしたのは、先ほど言いましたように、医療機関で、これは全額公費なので支払いとかそういうことはいいませんよと、そういうふうなものも併せて、混同しないようにこの事業の啓発にしっかりと努めていただきたい。当然、医療機関と本人さんのほうと、対象者のほうとでございしますが、よろしく願いをして、接種希望の方が接種機会を逃すことのないように、諸準備の上、着実な実施に努めていただきますようお願いをしておきます。

引き続きでございしますが、第19号議案 令和8年度一般会計予算の228ページでございします。教育費の中で教育振興費がございまして、情報機器購入費、これは関連して委員の方が質問したことはございしますが、改めて1点お伺いをしたいと思います。

実は、この情報機器購入費でございしますが、予算説明書の228、233ページ、小学校、中学校費であるわけですが、合わせて2億8,479万円が計上されております。小中学校において、タブレット端末を活用した授業が行われております中、令和7年度で使用5年を迎えて、令和8年度の9年1月ですかね、1月24日にはMSライセンスが期限となることから、このタブレッ

トを新たに購入するものと考えております。

これまでも、実は授業で使用されましたタブレットには、タブレット内の情報を整理しながら、この小中学校の児童・生徒が作った、あるいは先生方が作った成果物というのがその中におるわけですが、この新規にタブレットを購入することになります。これまでに培ってきた、積み重ねた成果物の情報をどのように整理入力されるのか。新しい機械がくるわけですが、相当な数のものがありまして、学校等で培ったものが皆、あるわけなので、それについてどのようにされるのか。それをお伺いしたいと思います。質問は以上です。

藤本委員長 磯部学校教育課長。

磯部 課長 お答えいたします。

学習成果物やドリルアプリの学習履歴など、タブレット端末を活用することによる児童・生徒の学習データは、基本的にはクラウド上に保存されるため、ほとんどの学習データは移し替える必要がなく、新しいタブレット端末を使用することになりましても、継続して学習データは活用することができますが、一部のアプリでは学習データがタブレット端末に保存される可能性がございますため、校長会等の機会を通じて学校に周知し、タブレット端末に保存された学習データにつきましてはクラウド上に保存する対策を講じてまいります。

また、必要に応じてICT支援員を派遣いたしまして、その支援を行なうなど、子どもたちがこれまで取り組んできた学習データや成果物を円滑に継続して活用できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。相当な数がございますし、各学校、そして新しい児童・生徒、そして先生方の異動もございますので、このタブレットの情報につきましてはしっかりと準備をしていただいて、円滑に、その新しく購入されるタブレットのほうに移管がされていく。そして、うまく活用がされて、このタブレットによる授業、教育が円滑に進むようお願いをしておきます。私からは、通告は以上なので、以上です。

藤本委員長 それでは、続きまして湯浅副委員長の発言を求めます。湯浅副委員長。

湯浅副委員長 第19号議案、予算説明書の115ページ、市立保育所管理費のおむつ回収業務についてお伺いをいたします。

生活環境課、こども保育課の令和8年度の当初予算のうち、おむつ回収にかかる人件費、燃料費、処分費等の予算は総額でいくら計上されておりますか。お伺いをいたします。

藤本委員長 片山環境管理事務所長。

片山 所長 おむつ回収業務にかかる予算の総額について、質問にお答えします。

現在、収集業務には作業員1名、会計年度任用職員1名の計2名で作業にあっております。令和8年度につきましては、今年度と同じ体制で業務にあたる予定としております。

御質問の回収業務にかかる予算についてでございますが、人件費、燃料費、処分費を合わせまして約915万円でございます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 湯浅副委員長。

湯浅副委員長 御答弁ありがとうございます。このおむつ回収業務につきましては、令和6年度より行われております。令和8年度におきましては、市内の公立保育所、こどもセンターに対して使用済みのおむつを生活環境課職員2名が専属で、915万円をかけて回収業務を行うとのことでございますが、排出者である保育所等が処分するか、または市の可燃ごみ収集として回収したほうが、作業効率の向上にもつながると思われませんが、回収方法について見直しを行う予定はございますか。お伺いをいたします。

藤本委員長 片山環境管理事務所長。

片山 所長 おむつ回収業務の回収方法の再検討にお答えいたします。  
令和8年度につきましては、現体制を継続して回収業務を行う予定であります。作業効率や費用の軽減を勘案し、こども保育課とも協議を重ねながら、回収方法の見直しについて検討してまいりたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 湯浅副委員長。

湯浅副委員長 すみません、ありがとうございます。  
令和8年度については現体制のまま回収を行うとのことでございますが、担当課がまたがっているということもございまして、現場との協議も必要であると思っておりますけれども、おむつ回収に915万円もかけて行うべき業務なのか、行財政改革の観点からも、回収業務につきまして早急に検討、協議をしていただきまして、業務の効率化を取り組んでいっていただきますように要望いたします。以上です。

藤本委員長 以上で、通告による質疑が終了いたしました。あなん至誠会の委員さんでほかに質疑ございませんか。金久委員。

金久 委員 すみません。通告をしてないんですけども、ちょっと教えていただけますか。この概要書の中の8ページに、これは⑦に予算1万円で通話料というのがあって、地域共生推進課の手話リンク導入っていうのがあって、このことは、私のちょっと認識不足かもしれませんが、この市ホームページに専用テレビ電話につながるバナーを掲載、搭載すると。オペレーターを介し、市窓口への手話等での問い合わせに対応と。これについては日本財団事業として、オペレーターは日本財団がそこに存在して、例えば自宅からとか、窓口からとかでテレビ電話、スマホなどでそれに対応するというふうなことしか、ちょっと認識が薄いもので申し訳ないんですけど。この概要を、予算が大きいわけじゃないんですけど、どういうふうに流れていくものなのか、改めてちょっと御説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

藤本委員長 山崎地域調整推進課長。

山崎 課長 手話リンクの当初予算の計上分について御説明いたします。

今、委員さんがおっしゃったとおりがほぼ概要になるんですが、改めて説明いたします。まず、阿南市ホームページに手話リンクというバナーを置きまして、御家庭のスマホであったり、パソコンからそこをクリックすると、東京にいるオペレーターにつながりまして、バナーをクリックした方がオペレーターに手話でお話して、そして、そのオペレーターの方が内容を組み取って、例えば市役所の代表電話につながります。そして、オペレーターの方が、例えば、市役所の地域共生推進課につないでくださいとか、土木課につないでくださいとか言えば、市役所の代表電話から地域共生推進課など担当課に転送されます。担当課がオペレーターと話して、質問内容について回答したら、今度、オペレーターが最初にクリックした利用者に手話で内容をお伝えするという事業になっております。

予算につきましては、オペレーターから市役所の代表電話への通信料、その分が予算計上の1万円となっているところであります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。円滑な運用といいますか、そういうことができるように所管課、あるいは市役所に十分、御周知いただいて、実施に向けて取組を進めていただければと思います。ありがとうございます。以上です。

藤本委員長 ほかに、あなん至誠会の委員さんで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 以上で、あなん至誠会の質疑を終了いたします。

以上で、文教厚生委員会所管に関する予算議案についての質疑を終了いたします。

これをもって本日の審査を終了します。

---

【 14 : 42 閉会 】

---